

北海道
Hokkaido

釧路湿原

釧路湿原

自然再生整備事業(国立公園・環境省)

写真提供：中林成広



キタサンショウウオ

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会の提言をふまえた目標設定とパイロット事業の実施

人為的要因により釧路湿原が大きく変化

釧路湿原は、日本最大の湿原(面積約1.9万ha)で、タンチョウやキタサンショウウオ、イトウなどの固有種や希少種を育てています。1980年に日本で最初のラムサール条約登録湿地になるとともに、1987年には日本で最も新しい国立公園に指定されました。

しかし一方で、社会情勢の変化に伴い、湿原やその流域においても、農地や宅地等の開発により戦後50年で湿原が約2割消失しています。また、河川の直線化や森林伐採などに伴う、土砂や栄養塩類の流入等により、湿原周縁部を中心に生物相が変化するなど、湿原は質的、量的に自然の移り変わりを超えた速度で変化してきています。

湿原の再生へ向けた動き

このような湿原の現状を踏まえ、2001年3月には釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会から、釧路湿原の価値が世界的に認められたラムサール条約登録当時(1980年)の環境に回復させることを目標とした提言がなされ、関係省庁、自治体、NPOなどの連携と市民参加によって、その具体化を進めることになりました。こうした動きを受け、環境省でも、2002年から本格的に釧路湿原の自然再生事業に着手しました。環境省では、地域の生活や産業と両立させながら、釧路湿原の消失・悪化傾向に歯止めをかけ、回復の方向に転ずることを目指し、自然環境の保全・再生、農地・農業等との両立、地域づくりへの貢献を3つの柱として展開すること

としています。

湿原のバッファゾーン 5地域から事業開始

釧路湿原の自然再生を進めるには、湿原そのものだけでなく、約25万haの集水域全体で湿原への悪影響を軽減していく必要があります。しかしこれだけの地域を対象として一挙に自然再生事業を展開することは困難なことから、当面は流域からの影響を強く受けている湿原周辺地域で、それぞれの地域の特徴に応じてテーマを設定し、パイロット的な事業を先行して展開していきます。

現在既に、以下のような取組がスタートしています。また、これ以外の地域においても今後どのような取組みが可能かを調査、検討しているところです。

・広里地域(湿原の再生)

1960年代後半に造成された農地の跡地をヨシやスゲの湿原に再生する取組

・達古武地域(森林の再生)

地元のNPOとの連携・協働により荒廃した丘陵地に落葉広葉樹を主体とした森を再生する取組

・塘路・茅沼地域(水環境の再生)

地元ベンチャー企業や高校との連携・協働によって水生植物を使った水質浄化を試みる取組



タンチョウ



環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合

